

元気な農家チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、元気な農家チャレンジ支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、厚真町補助金等交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業者が行う積極的かつ創意工夫を凝らした取り組み（以下「事業」という。）に必要な経費等の支援を行うことにより、意欲ある農業者を育成し、本町農業の振興及び活性化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に事務所又は住所を有していること。
- (2) 自ら農業に従事する者、農業を営む法人又は農家で組織する団体であること。
- (3) 同一年度内において本要綱の規定による本補助金の交付を受けた経営体でないこと。ただし、同一経営体において、その経営から独立した部門経営を行っている申請者の場合及び別表備考欄により重複申請が認められる事業の場合は対象とする。

(補助金の交付対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業は、別に定める元気な農家チャレンジプラン公募要領（以下「要領」という。）により認定された計画に基づく事業とする。

(補助金の交付対象経費等)

第5条 本補助金の交付対象となる事業の区分、補助対象経費等、補助額並びに補助限度額は別表のとおりとする。

2 前項に規定する交付対象経費等及び補助額のうち、当該事業の実施にあた

り、国、北海道及び本要綱以外の町からの支援又はその他団体等から本補助金の補助対象経費を対象とする補助金等及び事業の実施を補助対象とする補助金等の交付を受給する又は受給した場合、次に掲げるとおり控除する。ただし、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）及び水田活用の直接支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25生産第3561号農林水産省生産局長通知）による補助金等については控除の対象としない。

- (1) 補助対象経費を対象とする補助金等の場合、当該補助金等相当額を補助対象経費の額から控除する。
- (2) 事業の実施を補助対象とする補助金等の場合、当該補助金等相当額を助成額から控除する。

（補助金の交付申請）

第6条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付申請書に、要領により認定を受けた事業計画書を添えて町長に提出するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 交付対象となる取組 | | 補助対象経費等 | 補助率又は補助額 及び補助限度額 | 備考 |
|-----------|---|---|---------------------------------------|---|
| 区分 | 内容 | | | |
| 新技術導入事業 | 地域農業の発展に寄与する新作型導入、生産拡大、品質向上、省力栽培のための新技術の導入を行う取組 | <p>新技術の導入及び研修等に必要かつ相当と認める経費のうち、次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費 (専門家謝金等) 2 旅費 (交通費、宿泊費等) 3 需用費 (消耗品費、原材料費、資材費等。ただし、食料費は除く) 4 委託費 (外注費等) 5 使用料及び賃借料 (設備、機械装置等のリース費等) 6 備品購入費 (設備、機械装置等の購入費等) 7 各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費 | 補助対象経費に3分の2以内の割合を乗じて得た額とし、50万円を限度とする。 | <p>1 補助対象となる新技術とは、農業協同組合や普及センター等が指導及び実績報告に協力することを同意したものに限る</p> <p>2 総事業費が10万円未満の事業は対象としない</p> |

| | | | | |
|-----------------|--|---|--|--------------------------------|
| <p>販売促進活動事業</p> | <p>本町産農産物の販路の開拓・拡大や実需者等に向けた広告宣伝活動などの積極的かつ先進的な販売促進活動を行う取組</p> | <p>販売促進活動に必要なかつ適当と認める経費のうち、次に掲げる経費</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 報償費 (専門家謝金等) 2 旅費 (交通費、宿泊費等) 3 需用費 (消耗品費、原材料費、資材費等。ただし、食料費を除く) 4 役務費 (広告宣伝費、出展料等) 5 委託費 (調査・分析外注費、デザイン開発費等) 6 使用料及び賃借料 (設備、機械装置等のリース費等) 7 備品購入費 (設備、機械装置等の購入費等) 8 前各号に掲げるもののほか町長が特に必要と認める経費 | <p>補助対象経費に3分の2以内の割合を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。</p> | <p>1 総事業費が10万円未満の事業は対象としない</p> |
|-----------------|--|---|--|--------------------------------|

| | | | | |
|-----------|--|-----------------------------------|---------------------------------------|---|
| 特認事業 | 特に町長が認める取組 | 特に町長が認める取り組みの実施に必要なかつ 適当と認める経費 | 補助対象経費に3分の2以内の割合を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。 | |
| 水稲直播試験事業 | 省力化のための水稲直播の定着に向けた試験 | 水稲直播の試験面積に対し、右欄で定める交付単価で助成 | 水稲直播の試験面積に対し、4,000円/10a | 1 当該事業以外の事業との重複申請可 2 事業対象期間を平成30年度までとする。 |
| 特別栽培米試験事業 | 水稲高付加価値化のための特別栽培の試験 | 特別栽培米の試験面積に対し、右欄で定める交付単価で助成 | 特別栽培米の試験面積に対し、8,000円/10a | 1 当該事業以外の事業との重複申請可 2 事業対象期間を平成29年度までとする。 |
| 共通事項 | <p>1 ビニールハウス等の施設、冷蔵庫などの機械及びパソコンやデジタルカメラ等の備品など汎用性のあるものは補助対象経費から除く。</p> <p>2 旅費は、厚真町旅費支給条例及び同施行規則に照らして適正と認められる経路による交通費、宿泊費並びにその事業の遂行に必要な農業関係団体等職員の随行に係る経費の実費に限る。</p> <p>3 予算の残額により、補助率を変更する場合がある。</p> <p>4 交付額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</p> | | | |